2026 年 9 月 18 日

お客さま各位

株式会社リボンエナジー

電気需給約款等の改定に関するお知らせ

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、2026 年 11 月 1 日からの一般送配電事業者による託送料金の見直し、および 2024 年 4 月から導入された容量拠出金の負担増を踏まえ、当社は、2026 年 11 月 1 日付で約款・定義書の改定（電気料金の変更）を行うことといたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本改定に伴うお客さまご自身でのお手続きは不要です。

お客さまにはご負担をおかけすることとなり大変恐縮ではございますが、今後も安定した電気の供給およびサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 効力発生日（適用時期）

2026 年 11 月 1 日（電気料金の変更は 2026 年 12 月検針分より適用）

2. 変更対象の約款・定義書

・電気需給約款
・電気料金メニュー定義書「リボングリーン」
・付帯メニュー定義書「マイホーム割引」
・付帯メニュー定義書「ファミリー割引」
・付帯メニュー定義書「ペット割引」
・付帯メニュー定義書「オール電化割引」
・付帯メニュー定義書「太陽光割引」
・付帯メニュー定義書「蓄電池割引」
・付帯メニュー定義書「EV 割引」

3. 変更内容

(1) 固定従量料金単価の変更（2026 年 12 月検針分より適用）

2026 年 11 月 1 日からの一般送配電事業者による託送料金の見直しを踏まえ、2026 年 12 月

検針分より、固定従量料金単価を以下のとおり変更いたします。

エリア	旧単価	新単価	差額
北海道エリア	22.00 円 (税込 24.20 円)/kWh	変更なし	変更なし
東北エリア	20.00 円 (税込 22.00 円)/kWh	22.90 円 (税込 25.19 円)/kWh	+2.90 円 (税込 3.19 円)/kWh
東京エリア	20.00 円 (税込 22.00 円)/kWh	21.50 円 (税込 23.65 円)/kWh	+1.50 円 (税込 1.65 円)/kWh
中部エリア	20.00 円 (税込 22.00 円)/kWh	22.20 円 (税込 24.42 円)/kWh	+2.20 円 (税込 2.42 円)/kWh
北陸エリア	20.00 円 (税込 22.00 円)/kWh	変更なし	変更なし
関西エリア	18.00 円 (税込 19.80 円)/kWh	19.80 円 (税込 21.78 円)/kWh	+1.80 円 (税込 1.98 円)/kWh
中国エリア	20.00 円 (税込 22.00 円)/kWh	21.50 円 (税込 23.65 円)/kWh	+1.50 円 (税込 1.65 円)/kWh
四国エリア	20.00 円 (税込 22.00 円)/kWh	21.50 円 (税込 23.65 円)/kWh	+1.50 円 (税込 1.65 円)/kWh
九州エリア	18.00 円 (税込 19.80 円)/kWh	21.50 円 (税込 23.65 円)/kWh	+3.50 円 (税込 3.85 円)/kWh

託送料金の見直しに関する詳細は、経済産業省資源エネルギー庁のニュースリリース「一般送配電事業者 8 社から託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請を受理しました」（https://www.meti.go.jp/press/2026/07/20260710001.html）および「中国電力ネットワーク株式会社から託送供給等約款の変更届出を受理しました」（https://www.meti.go.jp/press/2026/08/20260824001.html）をご確認ください。

(2) 容量拠出金相当額の追加（2026 年 12 月検針分より適用）

2024 年 4 月から導入された容量拠出金の負担増を踏まえ、2026 年 12 月検針分より、電気料金に「容量拠出金相当額」を追加いたします。なお、容量拠出金相当額は、使用日数に容量拠出金相当額単価を適用して算定いたします。適用する容量拠出金相当額単価は、以下のとおりです。

対象期間	単位	単価
2026年12月分から2027年3月分まで	使用日数 1日につき	9.00円 （税込9.90円）

※使用日数は、実際に電気を使用された日数ではなく、電気需給約款第15条に定める使用期間の日数をいいます。
※2027年4月分からの容量拠出金相当額単価は、2027年度に電力広域的運営推進機関から請求される予定の容量拠出金が判明次第、お客さまにお知らせいたします。

容量拠出金に関する詳細は、電力広域的運営推進機関のホームページ（https://www.occto.or.jp/capacity-market/kyoshutsukin_know/）をご確認ください。

以上のほか、契約内容に実質的な変更を伴わない軽微な変更を行います。

4. 変更後の約款・定義書

変更後の約款・定義書は、当社ウェブサイトのお知らせ「電気需給約款等の改定に関するお知らせ」（https://ribbonenergy.jp/news/00044）をご確認ください。

契約年月日および供給地点特定番号

契約年月日および供給地点特定番号は、当社ウェブサイトのお客さま専用ページ「電気契約の情報」（https://member.ribbonenergy.jp/setting/contract）をご確認ください。

小売電気事業者

株式会社リボンエナジー（登録番号A0886）
東京都中央区銀座6丁目12番2号

お問い合わせ先

カスタマーサポート
お問い合わせフォーム（https://member.ribbonenergy.jp/contact）
お問い合わせ項目にて「2026年11月電気需給約款等の改定」をご選択ください。

以上